港湾調査のしおり

令和8年3月

兵庫県土木部港湾課

はじめに

港湾調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とした調査です。その調査結果である「港湾統計」は、港湾施設の整備拡充や利用促進を図るうえで重要な基礎資料として利用されています。

兵庫県においては、国際戦略港湾である神戸港をはじめ、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港、東播磨港、さらに26の地方港湾があります。それら県内30港湾のうち26港湾が港湾調査の対象港に指定されており、港湾を利用された方々に調査票の記入をお願いしております。また、調査票の配布や回収、その他調査に関する事務を行う統計調査員業務を地元の13市2町に委託して、調査に御協力いただいております。

この度、港湾調査における調査票の改訂に伴い、港湾調査に関する概要や記入要領等をまとめた「港湾調査のしおり」の改訂版を作成しましたので、御活用いただければ幸いです。

本調査は、複雑広範な港湾の調査であるため、本調査に従事している方々の御苦労は大変なものであると思われますが、調査の重要性に鑑み、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和８年３月

兵庫県土木部港湾課長

前　田　　直　昭

目　　次

第1章　港湾調査の概要

1.　港湾調査の概要 …… 1
2.　調査体系 …… 2
3.　調査対象となる港湾 …… 3
4.　統計調査員一覧 …… 4
5.　報告義務者について …… 6
6.　報告義務者一覧 …… 7

第2章　調査票記入要領

1.　調査票の様式 …… 13
2.　港湾調査の調査票記入要領 …… 16
3.　調査票の記入例(甲種) …… 25
4.　調査票の記入例(乙種) …… 34

第3章　港湾調査に用いるコード表

1.　調査港湾名コード …… 39
2.　航路コード …… 41
3.　国籍(船籍)コード …… 43
4.　用途コード …… 49
5.　場所コード
(1) 公共施設コード …… 51
(2) 専用施設コード …… 59
(3) 公共施設位置概略図 …… 63
6.　国内港コード …… 103
7.　外国港コード …… 159
8.　品名・車種コード …… 209

第4章　参考資料

1.　港湾調査関連主要用語 …… 245
2.　航路名分類基準 …… 249
3.　報告義務者(新規・変更・休止)届出書 …… 259

第１章　港　湾　調　査　の　概　要

1. 港湾調査の概要

1 港湾調査の目的

港湾調査は、基幹統計を作成するための調査であり、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的としています。

2 港湾調査の沿革

明治38年に内務省において臨時調査を行ったのが始まりであり、その後、統計法（昭和22年法律第18号）の制定に伴い、港湾調査規則（昭和22年運輸省令第24号）を公布し、昭和23年に施行しました。以来、幾度かの改正を経て、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として現在に至っています。

3 基幹統計は国家的に重要な統計です。

行政機関が作成する特に重要な統計は「基幹統計」として位置付けられており、令和7年1月現在、基幹統計は国勢統計や国民経済計算など54統計があります。

4 港湾調査の実施者は国土交通大臣です。

港湾調査の実施者は国土交通大臣ですが、国土交通大臣は、港湾調査に関する事務の一部を「第一号法定受託事務」として都道府県知事に委任して調査を実施しています。

5 統計調査員がお伺いします。

県では地元の市町に統計調査員業務を委託しており、地元市町の調査員が調査票の配布や回収、その他調査に関する事務に従事しています。

6 報告義務者の協力で調査は成り立っています。

報告義務者に選定された場合は、本調査の趣旨・目的をご理解いただき、本調査へのご協力をよろしくお願いします。

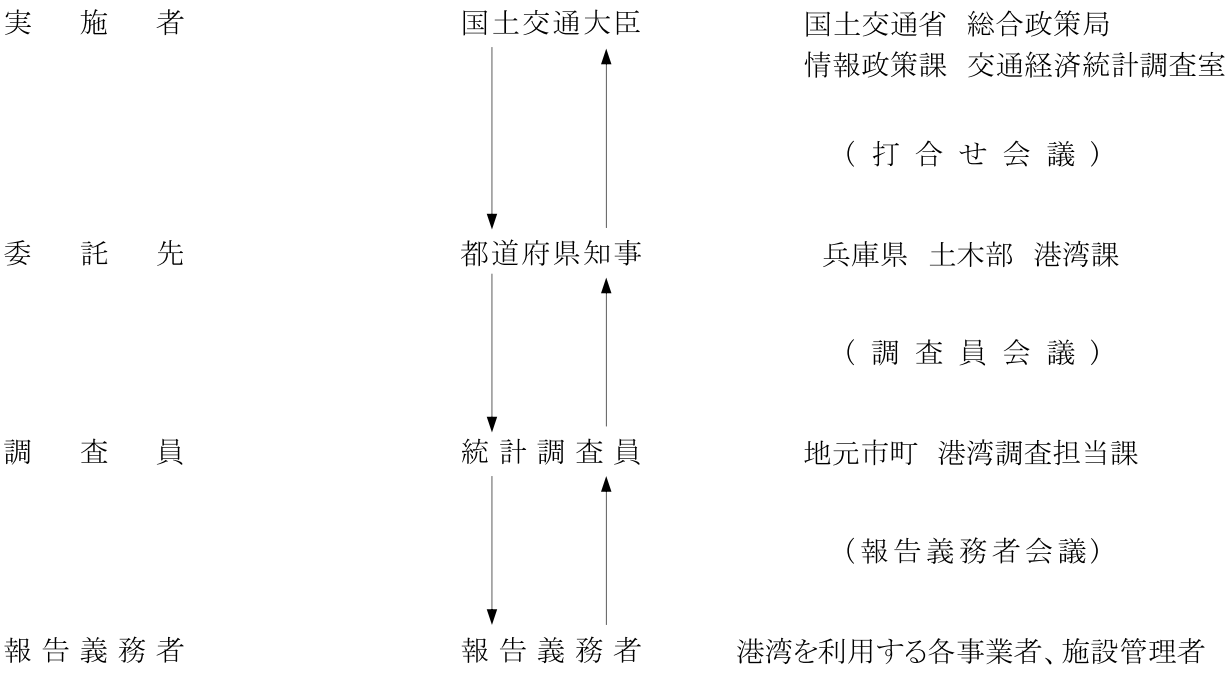
7 プライバシーの保護

本調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課せられており、秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

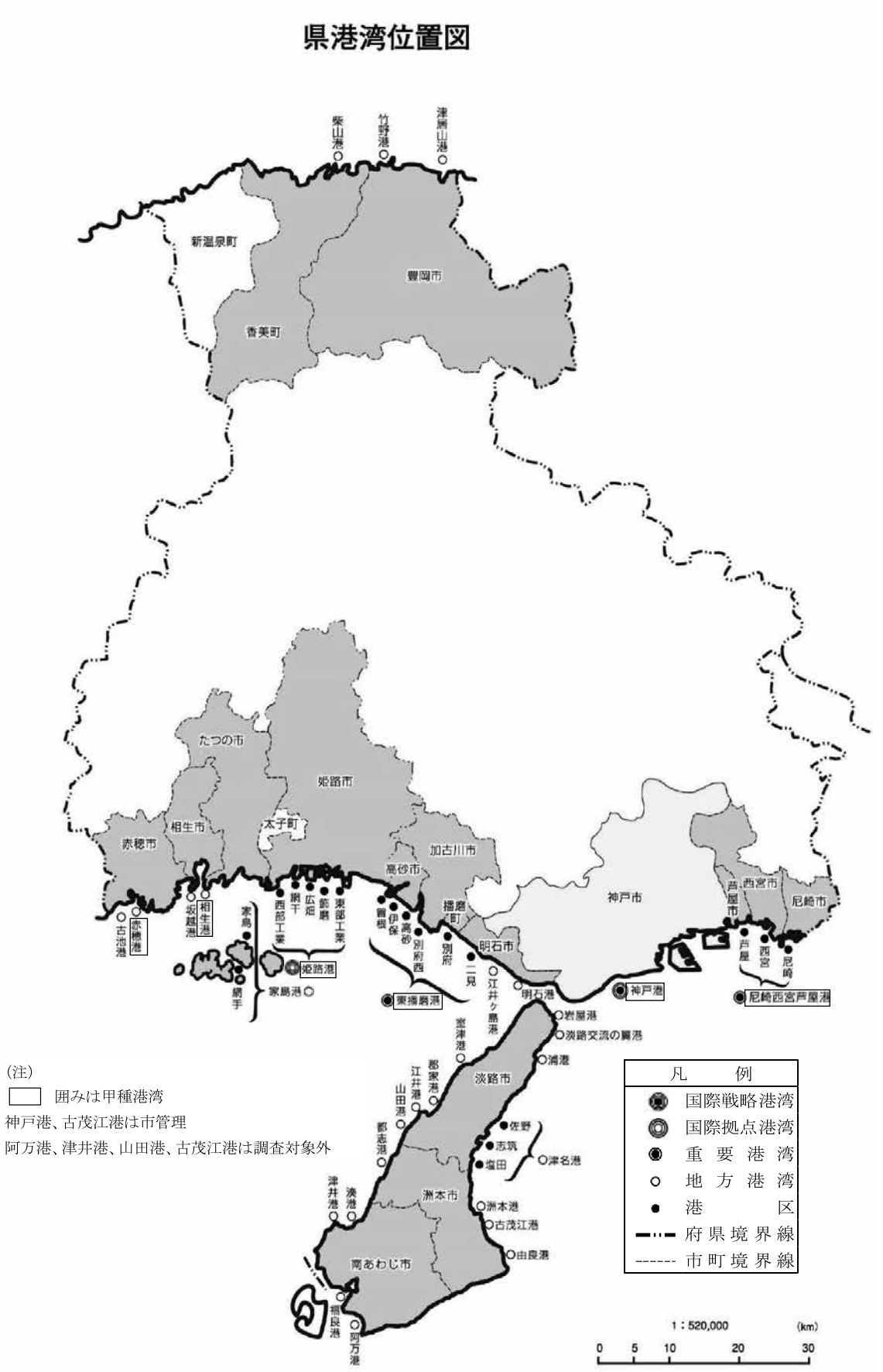
8 調査結果の公表

国土交通大臣は、全国の港湾の集計結果を港湾統計(年報・月報)として公表します。また、兵庫県は、県内の港湾の集計結果を「兵庫県港湾統計年報」として公表します。

2. 調査体系


実　施　者
国土交通大臣
国土交通省　総合政策局
情報政策課　交通経済統計調査室
（打合せ会議）
委　託　先
都道府県知事
兵庫県　土木部　港湾課
（調査員会議）
調　査　員
統計調査員
地元市町　港湾調査担当課
（報告義務者会議）
報告義務者
報告義務者
港湾を利用する各事業者、施設管理者

3. 調査対象となる港湾


県港湾位置図
柴山港
竹野港
津居山港
新温泉町
豊岡市
香美町
たつの市
姫路市
相生市
太子町
赤穂市
加古川市
高砂市
神戸市
芦屋市
西宮市
尼崎市
古池港
赤穂港
坂越港
相生港
家島
網干
西部工業
広畑
飾磨
東部工業
姫路港
家島港
網手
曽根
伊保
高砂
別府西
別府
播磨町
二見
明石市
江井ヶ島港
明石港
神戸港
東播磨港
岩屋港
淡路交流の翼港
室津港
浦港
淡路市
都家港
江井港
山田港
都志港
佐野
志筑
塩田
津名港
津井港
湊港
洲本市
洲本港
古茂江港
由良港
南あわじ市
福良港
阿万港
芦屋
西宮
尼崎
尼崎西宮芦屋港
凡例
国際戦略港湾
国際拠点港湾
重要港湾
地方港湾
港区
府県境界線
市町境界線
1：520,000
(km)
0 5 10 20 30
(注)
囲みは甲種港湾
神戸港、古茂江港は市管理
阿万港、津井港、山田港、古茂江港は調査対象外

4. 統計調査員一覧

港湾種別	港名・港区		調査員
甲種	姫路港	白浜港区	姫路市観光経済局商工労働部産業振興課
		東部工業港区	
		広畑港区	
		飾磨港区	姫路市市民局飾磨支所
		網干港区	姫路市市民局網干支所
		西部工業港区	
	尼崎西宮芦屋港	尼崎港区	尼崎市都市整備局土木部河港課
		西宮港区	西宮市土木局臨海対策部臨海対策課
		芦屋港区	
	東播磨港	二見港区	明石市都市局都市整備室公園・海岸課
		播磨港区	播磨町都市基盤部土木課
		別府港区	加古川市建設部治水対策課
		別府西港区	
		高砂本港区	高砂市総務部総務室総務課
		高砂西港区	
		伊保港区	
		曽根港区	
	相生港		相生市建設農林部都市整備課
	赤穂港		赤穂市建設部土木課管理係
乙種	明石港		明石市都市局都市整備室公園・海岸課
	江井ヶ島港		
	坂越港		赤穂市建設部土木課管理係
	古池港		
	家島港	家島港区	姫路市市民局家島事務所
		網手港区	
	岩屋港		淡路市都市整備部都市総務課
	淡路交流の翼港		
	浦港		
	津名港	佐野港区	
		志筑港区	
		塩田港区	
	山田港※		
	江井港		
	郡家港		
	室津港		
	洲本港		洲本市都市整備部用地課
	古茂江港※		
	由良港		
	都志港		
	阿万港※		南あわじ市産業建設部建設課
	福良港		
	津井港※		
	湊港		
	津居山港		豊岡市都市整備部建設課
	竹野港		
	柴山港		香美町建設課

※ 調査対象外港湾

令和8年1月作成

所在地		電話番号
670-8501	姫路市安田4-1	079-221-2504
672-8064	姫路市飾磨区細江2655	079-235-0781
671-1253	姫路市網干区垣内中町120	079-272-0181
660-8501	尼崎市東七松町1-23-1	06-6489-6498
662-8567	西宮市六湛寺町8-28	0798-35-3312
673-8686	明石市中崎1-5-1	078-918-5042
675-0182	加古郡播磨町東本荘1-5-30	079-435-2365
675-8501	加古川市加古川町北在家2000	079-427-9376
676-8501	高砂市荒井町千鳥1-1-1	079-443-9004
678-8585	相生市旭1-1-3	0791-23-7134
678-0292	赤穂市加里屋81	0791-43-6830
673-8686	明石市中崎1-5-1	078-918-5042
678-0292	赤穂市加里屋81	0791-43-6830
672-0101	姫路市家島町真浦2137-1	079-325-1001
656-2292	淡路市生穂新島8	0799-64-2125
656-8686	洲本市本町3-4-10	0799-23-1757
656-0492	南あわじ市市善光寺22-1	0799-43-5226
668-8666	豊岡市中央町2-4	0796-23-1115
669-6592	美方郡香美町香住区香住870-1	0796-36-1961

5. 報告義務者について

報告義務者の選定は、都道府県知事が行うこととなっており、県では以下の選定順序によることとしています。

報告義務者に選定され調査票の配布を受けた場合は、所定の事項を記入のうえ調査票を統計調査員に提出願います。

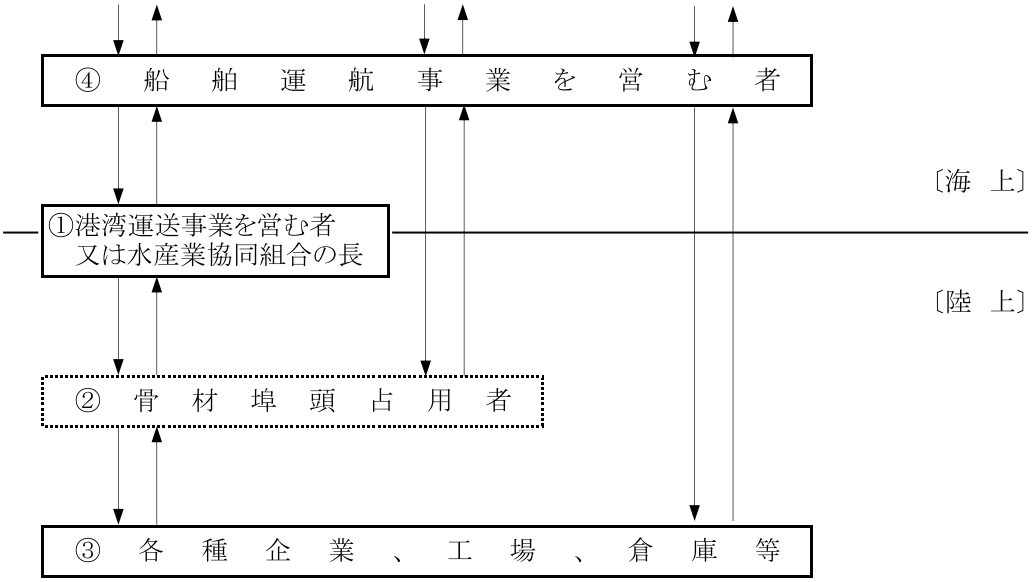
公共施設について

（A） 公共施設を利用して、係船及び荷役を行った船舶及び貨物については、港湾運送業を営む者又は水産業協同組合の長が報告する。

（B） （A）以外の場合、係留許可申請者である船舶運航事業を営む者が報告する。ただし、骨材埠頭占用者が荷役を行った場合は、骨材埠頭占用者が報告する。

（C） （A）及び（B）以外の場合や調査票の記入が困難であると認められる場合は、公共施設の管理者又は公共施設の使用者は、実態を把握できる者を統計調査員に報告し、その者（各種企業、工場、倉庫等）が報告する。

（貨物輸送の流れ）



調査票記入者の優先順位

（骨材埠頭の場合）

①→②→③または④

（その他の貨物）

①→③または④

専用施設について

（A） 専用施設の所有者が原則として報告する。（専用施設の所有者＝報告義務者）
※専用施設とは、港湾施設（岸壁、ドルフィン等）において、専ら特定企業の活動に資する施設である。

（B） 専用施設の所有者が報告することが困難であると認められる場合、専用施設の所有者は、実態を把握することができる者を統計調査員に報告し、その者（港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者等）が報告する。